

## 地域連携推進会議の開催に向けた事前準備について

### (1) 会議の構成員について

#### ① 会議の構成員と人数

会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましいとされています。会議の目的を達成するため、構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。

必 須	利用者
	利用者家族
	地域の関係者
任 意	福祉に知見のある人
	経営に知見のある人
	市町村担当者等

#### ② 構成員に関する名古屋市の考え方

##### 【地域の関係者】

○地域の関係者の選定にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・会議の目的は、利用者と地域との関係づくりや地域の方へグループホーム等や利用者に関する理解の促進となっているため、日常的に付き合いがある近隣の方、普段利用しているお店の方、事業所にボランティアで参加している地域の方、商店街など地域のお店の方等を、幅広く選択肢として検討してください。
- ・自治会役員の方や民生委員等、特定の地域の関係者の方に負担が偏ることのないよう、会議への出席のみを目的として、普段から関係を構築していない自治会役員の方や民生委員の方を構成員として依頼することは行わないでください。
- ・また、既にグループホーム等と必須構成員である利用者や家族、地域の皆様で定期的に会議が行われている場合等、普段から関係性が構築されている場合は、普段の会議等の場も地域連携推進会議を行ったと見なして差し支えありません。会議について基準に該当するか疑義がある場合は、事業者の方は障害者支援課指導担当までお問い合わせください。

### 【名古屋市職員等の参加について】

- ・本市は事業者指定及び指導監督権者であるため、各事業所における地域連携推進会議の取組み状況については、本市が行う運営指導にて確認し状況をお伺いさせていただくとともに、日中サービス支援型グループホームについては評価会議の際に開催結果もご報告いただきます。このため、名古屋市職員（障害者支援課及び各区・支所職員）は、地域連携推進会議への参加は原則行いません。
- ・各区の障害者基幹相談支援センターの職員や自立支援連絡協議会の構成員についても一律の参加は難しい状況ですが、各区の状況で異なるため、個別に障害者基幹相談支援センターまでお問い合わせください。

### 【福祉に知見のある人の参加について】

- ・福祉に知見のある人は任意の構成員となっておりますが、第三者的な立場であり、サービスの透明性の確保や利用者の権利擁護の役割が期待できることから、名古屋市では構成員に加えることが望ましいと考えます。
  - ・地域の他の障害福祉サービス事業者や計画相談支援事業所の他、障害福祉サービス事業者等の協力が難しい場合は、介護保険事業者や学識経験者、福祉関係の事業を実施している NPO 法人等も福祉に知見のある人と言えます。
- ※地域との連携、運営の透明性を確保する観点から、同一法人又はその系列法人に所属する人を選任することは望ましくありません。

### 【その他】

- ・地域の関係者のうち、地域で活動している NPO 法人や地域の障害当事者の方が分からない時や、福祉に知見のある人については、各区に設置している障害者基幹相談支援センターに相談することができます。また、各区の自立支援連絡協議会に参加し、他の事業所との関係を普段から構築することも大切です。
- 以下の市公式ウェブサイトより、障害者基幹相談支援センター一覧を確認の上、お問い合わせください。

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000000661.html>